

令和3年度
津山市農業委員会
(5月定例会議事録)

令和3年5月10日(月)14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

1. 長森 健樹	3. 池田 幸正	4. 堀江 政由	5. 仁木 紹祐
6. 尾島 宏明	7. 小島 仁太郎	8. 坂本 弘治	9. 筒塩 清美
11. 岡田 成子	12. 大塚 毅	13. 吉野 夏己	14. 高山 一英
15. 大山 正志	16. 植本 幸男	17. 竹内 隆一	19. 山下 英男

欠席委員(3名)

2. 井家上 淑子	10. 寺元 久郎	18. 太田 裕恭
-----------	-----------	-----------

事務局(9名)

吉田 局長	高橋 次長	村上 主任	亀澤 主任	今井 主事
定兼 主査	小椋 主査	濃野 主幹	松田 参事	

議 事

- 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 10号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 11号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 12号 農地転用事業計画変更承認について
- 議案第 13号 非農地証明願承認について
- 議案第 14号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 15号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 16号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）
- 議案第 17号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 議案第 18号 津山農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 5号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和3年5月の津山市農業委員会定例会を始めます。

本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。なお、2番井家上委員、10番寺元委員、18番太田委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長 森 会 長

みなさま、ご苦勞様でございます。5月に入りまして、横野では水張りしてある田んぼが増え、田植えが始まる頃と思います。ただコロナが猛威を振るっている中となりますので、農作業をする際はくれぐれも体調管理に十分ご配慮いただきたいと思っております。それでは、まず運営委員会からの報告を太田運営委員お休みのため、山下委員お願いします。

山 下 委 員

先ほど開催されました第2回運営委員会について、太田運営委員欠席のため、代わりに私から報告します。本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、よろしく申し上げます。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。6番尾島委員、7番小島委員、お願いします。

それでは、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局（津山）

議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。

また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

誤植箇所ですが、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請承認についての1ページ番号1-3及び1-4の渡人につきまして、住所の記載に誤りがありましたので、訂正していただきますようお願いいたします。

続いて、議案第12号農地転用事業計画変更承認についての11ページ番号1-3につきまして、申請番号に誤りがありました。申請番号欄に「1-3」と記載しておりますが、正しくは「1-1」となりますので、「1-1」と訂正していただきますようお願いいたします。

続いて、議案第18号津山農業振興地域整備計画変更に関する意見についての32ページ除外13につきまして、申出地、面積及び登記地目の記載に誤りがありました。申出地欄に「加茂町成安643-2の一部、加茂町成安643-4」と記載しておりますが、正しくは「加茂町成安643-4」となりますので、「加茂町成安643-2の一部」を削除頂き、面積欄に「322㎡の内140㎡、157㎡」と記載しておりますが、正しくは「157㎡」となりますので、「322㎡の内140㎡」を削除頂き、登記地目欄に「田」と記載しておりますが、正しくは「畑」となりますので、「畑」と訂正していただきますようお願いいたします。以上、お手数ではございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号の説明をいたします。説明の前に今回、取り下げが1件ありましたので、ご連絡いたします。2ページ、番号1-6についてですが、申請が取下げられておりますので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。2ページ1-6が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いいたします。

それでは議案第9号の説明をいたします。津山地区から7件、勝北地区から2件、久米地区から2件、合計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、勝部の70歳の男性から、美作市の58歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は美作市ですが、申請地までの

通作距離は概ね18キロと問題はありません。美作市にて耕作を行っていると申出を受けており、美作市農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。美作市農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等も無いとのことでした。

続きまして、1-2についてですが、上高倉の81歳の女性から、大篠の65歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-3、1-4についてですが、兵庫県姫路市の43歳の男性から、野村の53歳農業を営む女性及び野村の49歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-5についてですが、押入の83歳の男性から、同じく押入の43歳地方公務員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-7についてですが、兵庫県伊丹市の67歳の女性から、下高倉西の67歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-8についてですが、東一宮の90歳の男性から、美作市の76歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は美作市ですが、申請地までの通作距離は概ね32キロと問題はありません。美作市にて耕作を行っているとして申出を受けており、美作市農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。美作市農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等も無いとのことでした。

以上、津山地区の申請7件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書の通りです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、新野東の92歳の女性から、同じく新野東の33歳パートの女性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と、計画どおりの営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、委員との面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、4-2についてですが、新野山形の69歳の男性から、西中の66歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請2件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書の通りです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1についてですが、宮部下の69歳女性から、同じく宮部下の63歳自営業の男性及び65歳女性への、新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。また、譲受人に対し、委員との面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。

続きまして、5-2についてですが、岡山市の58歳男性から、宮部下の60歳教員兼農業を営む男性への、増反による所有権移転です。

久米地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書の通りです。

議案第9号の説明は以上です。

長 森 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。それでは担当委員から意見をお願いします。

1区大山です。1-1について説明します。渡人は病気で土地を全て売ってしまっており、農作業もできないとのことですので、致し方ないと思います。受人についても問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

高 山 委 員

14番高山です。1-2について説明します。受人は大篠におられる方ですが、5月8日に推進委員と現地を確認したところ、代かきもされており、田植えの準備

小島委員	も整った状況でしたので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。 7番小島です。1-3、1-4、1-5について、受人は一生懸命されている方ですのでよろしくお願ひします。
長森会長	1番長森です。1-7ですが、井家上会長代理より問題なしと報告を受けています。よろしくお願ひします。
仁木委員	5番仁木です。1-8につきまして申請地ですが、2筆となっておりますが現地は1枚の四角い田んぼで、今年に入って耕うんされた跡がありました。問題ないと思います。よろしくお願ひします。
尾島委員	6番尾島です。4-1、4-2について説明します。4-1ですが、受人はぶどうが栽培したいと新規就農されます。ご主人もお手伝いされるということで、問題ありません。 4-2ですが、受人が渡人の農地を以前から耕作していたとのことで、渡人から高齢のために貰ってほしいと申出があったようです。受人も一生懸命農業されておられる方です。問題ありません。
植本委員	16番植本です。5-1につきましては、受人が新規就農ですが、宮部に定着し、営農を頑張りたいとのことでしたし、農業経験もおおむねあるようですので、問題ないと思います。 5-2につきましても問題ないと思います。
長森会長	はい、ありがとうございます。只今、事務局の説明並びに担当委員からの意見がありましたが、本案について皆さんご質問等ありますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。
* 長森会長	《 多数、挙手 》 はい。賛成多数ということで、原案通り承認いたします。
事務局（津山）	続きまして、事務局、議案第10号農地法第4条の規定による許可申請承認について説明お願ひします。 それでは、議案第10号の説明をいたします。今回、津山地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から1件、合計3件の申請です。 議案書のページは5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番・一宮の田、486㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、植林です。転用事業者は、上田邑にお住まいの72歳パートの男性です。長年耕作を続けてきましたが、高齢となり管理が難しくなり、耕作に不向きな申請地にスギを植林するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、造成などは行わず、雨水排水については、自然浸透のほか既存排水路で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、苗木の注文申込証明書の添付を受けております。立地を考え、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 津山地区分の説明は以上です。
事務局（勝北）	続きまして、勝北地区の説明をいたします。 4-1番・新野山形の畑、147㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、新野山形にお住まいの95歳農業の男性です。申請地北側に墓地が隣接していますが、墓参りの際の駐車場がなく、路上駐車による通行支障で迷惑をかけていることから、申請地を駐車場とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側は既存のコンクリートの道路があり、北側と西側にはコンクリートブロック塀があり、雨水排水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。土地改良区には未所属で

事務局（久米）

す。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・一色の田、95㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから第1種と判断しています。転用目的は車庫で、施設の概要は、全高3.5m程度の車庫1棟です。転用事業者は、一色にお住いの84歳農業を営む男性です。子供夫婦が帰ってきて所有する車が増え、自宅敷地が手狭になり置き場に困っていることから、自宅敷地前の申請地に車庫を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地とは高低差のない形での造成を行い、雨水排水については、西隣の既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。一色水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、転用目的は農地区分から見問題ないものと考えます。

議案第10号の説明は以上です。

長 森 会 長
仁 木 委 員

はい、ありがとうございました。続きまして担当委員からご意見をお願いします。

5番仁木です。1-1につきまして、申請地はほとんど田邑の端っこのようにところに位置しています。進入路が非常に狭く、大変なところ。現地はイノシシよけの柵があり、草刈り管理もされておりましたが、たしかに管理が非常に難しいところなので、今後は植林で管理していくのがよろしいと思います。よろしくお願

尾 島 委 員

いします。6番尾島です。4-1について説明します。先ほど事務局が説明しました通り、墓参りの際に、路上駐車しており、他の方の迷惑になっていたということで、申請地を駐車場にすることでございます。問題ないと思います。よろしくお願

筒 塩 委 員

いします。9番筒塩です。5-1について、事務局が説明しました通りに、申請人の息子さん達が帰ってくるということで、家の前の田んぼを駐車場にしたいとのこと。問題ないと思いますので、よろしくお願

長 森 会 長

ありがとうございます。只今、事務局の説明並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

*

ありません。

長 森 会 長

はい、ないようでしたので採決に移ります。本案について賛成の方、挙手をお願いします。

*

《 多数、挙手 》

長 森 会 長

はい、賛成多数という事で原案通り承認します。

続きまして議案第11号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程いたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議案第11号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転7件、使用貸借権設定4件、加茂地区から所有権移転2件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転1件の合計15件の申請です。議案書のページは、6ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・小田中の田、200㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.1m程度の居宅1棟で、建ぺい率は31%です。転用事業者は、小田中にお住いの29歳会社員の男性です。現在、アパートにて生活していますが、家族が増え手狭となったことから、実家に隣接する申請地を祖父から借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分

については、L字擁壁を設け、雨水排水については、西側にある既存の集水桝に集め、既存水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。八子町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・小田中の雑種地、1,007㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場で、施設の概要は、露天駐車場、進入路及び緑地です。転用事業者は小田中に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は木材中間処理業です。平成9年に設立し、平成12年頃から隣接地及び申請地を作業場、露天駐車場、進入路、緑地として利用し始めましたが、申請地を組み入れてしまっていたことから、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、緑地として安定した法面があり、進入路部分はコンクリート舗装がなされており、雨水排水については、敷地内で自然浸透させ対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。大東町内会から差し支えない旨の同意書と、顛末書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・二宮の雑種地、1,720㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、倉庫で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高5.3m程度の倉庫及び露天作業場です。転用事業者は、1-2番と同じ株式会社です。平成9年に設立し、平成10年頃から申請地を作業場として利用し始め、倉庫を建設して利用していましたが、その倉庫が手狭となったことから、倉庫を新築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側は既存石崖及び既存水路、東側は既存水路があり、雨水排水については、北側境界の法面下にフリームを敷設、敷地内に勾配を設け既存水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。大東町内会から差し支えない旨の同意書と、顛末書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・一方の畑、294㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は40%です。転用事業者は、平福にお住いの25歳公務員のご夫婦です。現在、借家にて生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから、実家に近くで子どもの世話などでサポートを受けやすい申請地を父から借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北西側は隣接里道の方が高く、南西側は既存コンクリート土留めがあり、南東側は法面を設け、雨水排水については、既存集水桝へ排水し、生活雑排水は合併処理浄化槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・横山の雑種地、208㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.1m程度の居宅1棟で、建ぺい率は33%です。転用事業者は、横山にお住いの40歳会社員の男性です。現在、アパート住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となったことから、実家や今のアパートから近い申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側及び西側は既存擁壁があり、南側は新設で擁壁を設け、雨水排水については、東側及び南側の既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画とな

っています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・中原の田、384㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張、施設の概要は、露天資材置場です。転用事業者は、中原にお住いの62歳会社役員の男性です。転用事業者はさく井業を営んでおりますが、現在の資材置場が狭小であることから、隣接する申請地を譲り受け、露天資材置場を整備し、経営する会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・中原の田、587㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、施設の拡張、施設の概要は、露天資材置場です。転用事業者は、中原にお住いの75歳会社役員の男性です。転用事業者は土木工事業を営んでおりますが、現在の資材置場が狭小であることから、隣接する申請地を譲り受け、露天資材置場を整備し、経営する会社に貸し付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。新池水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・日上の畑、355㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟及び水路で、建ぺい率は26%です。転用事業者は、日上一にお住いの28歳会社員の男性です。現在、実家の離れに居住していますが、離れが手狭であることから、両親の老後のことを考え、実家近くの申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック2段積みを設置し、雨水排水については、集水桝を設けて既存排水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を設置し、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・河辺の田、903㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け、既存水路に接続し対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-10番・河辺の田、159㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、進入路です。転用事業者は、河辺にお住いの73歳農業の男性です。申請地の東南に農地を所有していますが、この農地への進入路がなく、大型農機を用いて耕作するた

事務局（加茂）

め、申請地を進入路とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁を設け、雨水排水については、東西にある既設排水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-11番・東一宮の田、443㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高6.8m程度の居宅1棟で、建ぺい率は27%です。転用事業者は、東一宮にお住いの36歳公務員の女性です。現在、アパートに居住していますが、子どもの成長に伴いアパートが手狭となったことから、将来を考え、父より申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北東側と南西側にフリームを設置し、南東側は隣地の方が高く、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、加茂地区分を説明させていただきます。

2-1番・加茂町斎野谷の田、325㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、加茂町斎野谷に本店を置く資本金の額2,600万円の株式会社で、主な事業は製造業です。現在、来客用の駐車場がなく、生コン車も場内に駐車していますが、手狭になっているため、隣接する申請地に新たに駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側、東側は土羽とし、雨水排水については、敷地の勾配を付け、西側排水路及び集水枡を設け流入するようにし、当該排水路は、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。斎野谷町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続いて、2-2番・加茂町黒木の田、1,167㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、加茂町黒木に主たる事務所を置く基本財産の総額約1億8,600万円の宗教法人です。現在、集会や大祭などの行事では多数の信者が集まりますが、既存の駐車場では収まっておらず、その解消を図るため、申請地に新たに駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地の方が高く、雨水排水については、申請地の西側、南側、北側に角フリームを設置し、既存の水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西黒木水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・上野田の田、1,161㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は施設の拡張です。転用事業者は、下野田に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は製造業です。現在、南側及び西側の隣接地において事業を行っていますが、事業の拡大により資材置場及び駐車場が手狭になり、車両や資材が収まらなくなったことから、会社に隣接している申請地に露天資材置場及び露天駐車場を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側には既存の擁壁があり、西側は既存の敷地に接続し、北と東側は土

事務局（久米）

羽により対処し、雨水排水は自然浸透させるなど、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・油木北の田、104㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、油木北にお住いの59歳パートの男性です。親族所有の墓地はあるものの新たに墓石を建立するだけの敷地がなく、またその墓地への通路は道幅が狭いなど往来が不便であることから、自宅から近い申請地に墓地を設けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、東側、北側はブロックを設置し、南側は隣接道路と高低差がなく、西側は隣接道路より低く、雨水排水は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。油木北町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第11号の説明は以上です。

長森会長
大山委員

ありがとうございました。続きまして地区担当委員のご意見をお願いします。

1区大山です。1-1について説明します。小田中の件ですが、これは家を建てるということで、申請地は拘置所のすぐそばで、周囲はほとんど宅地で埋まっているような状況ですので、仕方がないと思っております。

それから1-2についても、寺谷推進委員の家の近くの山のてっぺんのようなことで、自分の会社に貸借権をもってするというので、問題はないと思います。1-3は池田委員が説明されると思いますが、それも同じことだと聞いております。以上です。

池田委員

3番池田です。先ほど事務局が言われた通りで、秋田推進委員からも問題ないと聞いています。

坂本委員

8番坂本です。1-4、1-5ですが、申請内容、問題ないと思います。よろしくお願いします。

長森会長

1番長森です。1-6についてですが、事務局の説明の通り、問題ありません。井家上代理からもそのように聞いています。1-7についても問題ありません。井家上代理からもそのように報告を受けていますので、よろしくお願いします。

坂本委員

8番坂本です。申請内容について一部分わからないところがあったので、ハウスメーカーさんに確認し、問題ないと判断しておりますので、よろしく申し上げます。

1-9についても、受人に不明な部分を確認し、問題ないと思います。

1-10については、申請内容に特に問題はありませんのでよろしく申し上げます。

仁木委員

5番仁木です。1-11につきまして東一宮の田んぼですが、住宅地化が進む中で、第3種農地でもあります。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

山下委員

19番山下です。2-1、2-2ですが、事務局の説明の通り、どちらも問題ありません。よろしく申し上げます。

岡田委員

11番岡田です。4-1について説明します。先ほど事務局が説明した通りで、現地も確認しましたが、問題ありませんのでよろしく申し上げます。

植本委員

16番植本です。5-1ですが、事務局が説明した通り問題ないと思います。よろしく申し上げます。

長森会長

はい、ありがとうございました。事務局の説明並びに地区担当委員のご意見はお聞きの通りでございます。本案につきまして何か皆さんご質問等、ありませんか。

*

ありません。

長	森	会	長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい、賛成多数という事で原案通り承認といたします。
				続きまして議案第12号農地転用事業計画変更承認ついて上程いたします。事務局、説明をお願いします。
事	務		局	それでは、議案第12号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと11ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
				1-1番・神戸の雑種地、361.00㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.2m程度の居宅1棟で、建ぺい率は31%です。申請地において、転用事業者が経営するトレーニングジム会社に貸し付ける貸車庫兼倉庫を建設するため、令和3年2月8日付けで農地法第4条の規定に基づく転用許可を受け、造成を完了するなど転用事業を進めておりましたが、経営するトレーニングジムの入会者数の伸びが予想の半分程度になるなど新型コロナウイルス感染症の影響を受け、車庫兼倉庫の建築を中断せざるを得なくなり、事業完了が困難となったこと、加えて、父の所有地に一般住宅の建築を計画し、協議を行っていましたが協議が整わず、当初計画地での建築は断念せざるを得なくなったことから、申請地に一般住宅を建築するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設け、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理浄化槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。
				議案第12号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。担当委員の池田さん、何かご意見はありますか。
池	田	委	員	ありません。
長	森	委	員	それではみなさん、事務局の説明はお聞きの通りでございます。担当委員からの意見はないそうでございます。他にご意見のある方はおられませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。本案に賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	はい、挙手多数という事でございます。よって本案は原案通り承認といたします。ありがとうございました。
				続いて議案第13号非農地証明願承認ついて上程いたします。筆頭者の方は説明をお願いします。
小	島	委	員	7番小島です。1-1ですが、市外に出られてから長く、帰って来たときに草刈りをしていたそうですが、平成元年頃に駐車場にしまっていたということのようです。よろしくをお願いします。
長	森	会	長	1番長森です。1-2の大篠の件ですが、すでに倉庫が建っており、致し方ないと思います。
				1-3はお寺で、墓地の一部になっているようです。やむを得ないと思いますのでよろしくをお願いします。
岡	田	委	員	11番岡田です。平成14年頃新しい家を建てた際、一部が田んぼのままだったようで、これの証明願です。
植	本	委	員	16番植本です。5-1につきまして、長年駐車場として使っていたようで、地盤も固まっています。致し方ないと思いますのでよろしくをお願いします。

長	森	会	長	はい、ありがとうございました。筆頭者の皆様のご意見はお聞きの通りですが、何かご意見ございますか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようなので採決を取りたいと思います。本案に承認される方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成手多数ということで本案は原案通り承認されました。続きまして、議案第14号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の方、説明をお願いします。
大	山	委	員	1区大山です。1-1について説明します。筆数も多く、面積も広いですが、何年も前から耕作していないようで、申請人も場所が分からなくなっているそうです。よろしくをお願いします。
植	本	委	員	16番植本です。5-1については山林原野化しており、耕作は無理かなと思います。よろしくをお願いします。
筒	塩	委	員	9番筒塩です。5-2、5-3、5-4についてですが、4月26日に現地の確認をしました。圃場整備済地のため、会長、会長代理、植本委員、藤本推進委員、事務局、私で見えてまいりました。現地は同一の谷にございまして、3人で所有しているということで、今回まとめて申請したものです。圃場整備されていますが、三方、山に囲まれたところで乾かない田んぼとなっており、耕作ができていないために山林原野化となっております。致し方ないと思います。よろしくをお願いします。
長	森	会	長	ありがとうございました。筆頭者の説明は只今お聞きいただいた通りでございます。本案についてご質問、ご意見はございませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようでしたら採決を取ります。本案に賛成の方、挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
		*		続きまして、議案第15号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第15号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。 議案書のページは、17ページから24ページです。17ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区12件、勝北地区8件、久米地区19件の合計39件、所有権移転によるものが津山地区2件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第15号の説明は以上です。
長	森	会	長	ありがとうございました。事務局からの説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。
		*		ありません。
長	森	会	長	ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手をお願いします。
		*		《 多数、挙手 》
長	森	会	長	賛成多数ということで、原案通り承認されました。
		*		続きまして、議案第16号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事	務	局		議案第16号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）、を説明いたします。 議案書のページは、25ページから26ページです。25ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、久米地区1件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

長 森 会 長 * 長 森 会 長 * 長 森 会 長 事 務 局	議案第16号の説明は以上です。 ありがとうございます。議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問等、ございませんか。 ありません。 ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。 ≪ 多数、挙手 ≫ 賛成多数ということで、原案通り承認されました。 続きまして、議案第17号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）について上程いたします。事務局から説明をお願いします。 議案第17号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。 議案書のページは、27ページから28ページです。27ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが、加茂地区1件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 議案第17号の説明は以上です。
長 森 会 長 * 長 森 会 長 * 長 森 会 長 事 務 局	はい、ありがとうございます。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等、ございませんか。 ありません。 ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。 ≪ 多数、挙手 ≫ 賛成多数ということで、議案通り承認されました。 続きまして、議案第18号津山市農業振興地域整備計画変更に関する意見について事務局から説明をお願いします。 それでは、議案第18号説明をいたします。議案書のページは、29ページから37ページです。この件につきましては、津山市が農業振興地域整備計画を変更するにあたり、次に掲げる、農振編入7件、除外1から27の合計34件について、当委員会に対し意見を求めてきたものです。なお、用途変更6件につきましても、今後、転用届や転用許可が必要となることから記載しておりますので、併せてご確認いただきますようお願いします。 参考として37ページ下段に、農用地区域からの除外の基準について農振法第13条第2項で定められた5要件を記載しておりますので、簡単に説明させていただきます。 ≪ 読み上げ ≫ この5つを全て満たしているという事が除外の要件となっております。 用途変更を含めた40件につきましては、この5要件に関して問題ないものと考えており、変更もやむを得ないものと考えております。 それでは説明に移ります。なお、内容が同じ様な案件は、まとめて説明させていただきます。また、今後、転用等を行う除外・用途変更については、転用の実現性の観点から説明させていただきます。 まず、29ページから30ページの編入7件についてですが、中山間地域等直接支払交付金制度に取組むものとして編入するものです。 続きまして、30ページから35ページの除外について説明いたします。まず、30ページの除外1から除外3、31ページの除外4から除外7、32ページの除外10、34ページの除外22についてですが、第1種と判断しております。第1種の例外許可規定である『集落に接続して設置される施設』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。 続きまして、31ページの除外8、32ページの除外9と除外12から除外13、33ページの除外15から除外16についてですが、第1種の例外許可規定で

ある『既存施設の拡張』に該当し、集団性等に支障をきたす位置でもなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。このうち、除外 8、13、15 につきましては、追認となっております。

続きまして、32 ページの除外 11、33 ページの除外 14、除外 17 から除外 18、33 ページの除外 19 から除外 21 については土地改良事業等の受益地でなく、周辺の状況から第 2 種と判断しており集団性等に支障をきたす位置でなく、代替地もないとのことであり、問題ないものと考えます。

なお、除外 17 から除外 19 についてですが周辺農地の所有関係者から、この事業に関して営農に支障ない旨、意見・異議がない旨の承諾書の添付があります。

続きまして、34 ページの除外 23、35 ページの除外 24 から除外 26 についてですが、携帯電話の基地局を設置するために除外するもので、農地法第 5 条第 1 項第 8 号及び農地法施行規則第 53 条第 14 号に該当し、転用許可不要であるため、問題ないものと考えます。

35 ページの除外 27 についてですが、農業委員会において以前に農地に該当しないと判断されたものであり、一括して農振除外するものです。

続きまして 35 から 37 ページの用途変更について説明します。

まず、用途 1 についてですが、追認によるものです。転用事業者が周辺に自作農地を所有しており、効率的に耕作を行うために農業用倉庫を設置し、農業用資材置場や育苗施設として利用しているものです。

用途 2 ついてです。転用事業者は近隣で耕作をしているが、耕作面積を増やしており、乾燥施設等が手狭となったため、周辺に住宅等がない当該地にライスセンター、農業用倉庫を設置し、農業用資材置場や育苗施設として利用するものです。

用途 3 についてです。土地所有者の健康状態が思わしくなく、転用事業者がその農地（他 2 筆全部で 2 反）の管理を効率的に行うために農業用資材を置き、育苗の作業に利用するものです。

用途 4 についてですが、追認によるものです。申出者の亡くなった父が隣接地に居住しており、農作業を効率よくするために農業用倉庫を建てたものです。

用途 5 についてですが、追認によるものです。土地所有者がブドウ栽培のために農業用倉庫を建築しましたが、高齢となり、転用事業者がブドウ栽培を引継ぎ、農業用倉庫の利用をするものです。

用途 6 についてですが、転用事業者は、地元へ帰り父の所有する農地でブドウ栽培を進めているが、そのための水確保する必要があり、貯水池を作るものです。

議案第 18 号の説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きの通りでございます。何かご質問等ございませんか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について賛成の方は挙手お願いします。

* < 多数、挙手 >

長 森 会 長 賛成多数ということで、議案通り承認されました。

続きまして、報告第 4 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 4 号について説明します。議案書のページは 38 ページから 44 ページです。

今回は、相続によるものが 10 件 87 筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

その他詳細は議案書の通りです。報告第 4 号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。

続きまして、報告第 5 号農地転用届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事務局		<p>それでは、報告第5号の説明をいたします。 議案書のページで申しますと、45ページです。 今回は、1件です。4-1につきまして、新野東の田、315㎡のうち48.84㎡に農業用倉庫を設けるといふものです。 報告第5号の説明は以上です。</p>
長森会長	長	<p>ありがとうございました。それでは、議事はここで終わりましたが委員のみなさまから、何かございますか。</p>
	*	<p>ありません。</p>
長森会務	長	<p>ないようですので事務局、次回の開催について説明をお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。 次回、6月の定例委員会ですが、令和3年6月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。 繰り返し申し上げます。 次回、6月の定例委員会ですが、令和3年6月10日木曜日午後2時より、市役所本庁舎2階202会議室で行います。 運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。 また、コロナ対策について、すでにみなさまには十分ご配慮・ご留意をいただいておりますが、引き続きよろしく申し上げます。会場入り口には、手指消毒用の消毒液、体温計、予備のマスクを置いてございますので、よろしくお願い致します。</p>
長森会長	長	<p>ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。</p>

(15 : 15 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
